

◆事実であれば指圧代用器において標ぼうできる効能

1 単に突起物やてこ等を応用し背筋等にあてて指圧する器具類（電動式のものを除く。）は、次に掲げる範囲の効能、効果のみを標ぼうする場合に限り医療用具に該当しないものとして取扱うこととすること。したがって、今後これらの器具類については、薬事法の規定に基づく製造の承認、許可等を必要としないものであること。ただし、次に掲げる範囲以外の効能、効果を標ぼうした場合は無承認、無許可の医療用具に該当するのでこの点十分留意され製造業者等に周知徹底されたいこと。

- (1) あんま、指圧の代用（読みかえはしない。)
- (2) 健康によい
- (3) 血行をよくする
- (4) 筋肉の疲れをとる
- (5) 筋肉のこりをほぐす

2 以下は省略

昭和 45 年 12 月 15 日 薬発第 1136 号 各都道府県衛生主管部(局)長あて 厚生省薬務局長通知 より

◆事実であれば美顔器において標ぼうできる効能の範囲（行政解釈）

化粧品に認められる効能の範囲については、平成 12 年に通知が出された「医薬発第 1339 号(化粧品の効能の範囲の改正について)」において定められており、56 項目が認められています。その中で、美顔器の効果として表示される代表的なものを下記に抜粋します。なお、標榜する場合は、いずれも客観的かつ合理的な根拠が必要です。

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ・(汚れをおとすことにより)皮膚を清浄にする。 | ・皮膚に水分、油分を補い保つ。 |
| ・(洗浄により)ニキビ、アセモを防ぐ。 | ・皮膚の柔軟性を保つ。 |
| ・肌を整える。 | ・皮膚を保護する。 |
| ・肌のキメを整える。 | ・皮膚の乾燥を防ぐ。 |
| ・皮膚をすこやかに保つ。 | ・肌をやわらげる。 |
| ・肌荒れを防ぐ。 | ・肌にはりを与える。 |
| ・肌をひきしめる。 | ・肌にツヤを与える。 |
| ・皮膚にうるおいを与える。 | ・肌を滑らかにする。 |

また、上記の表現を逸脱しない範囲であれば標榜することは差し支えありませんが、いずれも肌質の改善と誤解されないように注意する必要があります。

例

No	表現例	該当する56項目
1	(物理的に)古い角質をおとす。	(汚れをおとすことにより)皮膚を清浄にする。
2	毛穴の汚れを洗淨する。	(汚れをおとすことにより)皮膚を清浄にする。
3	毛穴の皮脂を取る。	(汚れをおとすことにより)皮膚を清浄にする。
4	肌をすべすべにする。	肌を滑らかにする。
5	肌をしっとりさせる。	皮膚にうるおいを与える。
6	健やかな肌を維持する。	皮膚をすこやかに保つ。
7	みずみずしく見える肌に	皮膚に水分、油分を補い保つ